

抄本を添付して、予告登録を嘱託しなければならない。

(予告登録の抹消)

第三十八条 経済産業大臣は、第三十六条第一号の審査請求について、その却下の裁決をしたとき、その審査請求を棄却する旨の裁決をしたとき、又は審査請求の取下げがあつたときは、職権で、予告登録を抹消し、又は予告登録の抹消を命令しなければならない。

2 公害等調整委員会は、第三十六条第一号の裁定の申請について、その却下の決定をしたとき、その申請を棄却する旨の裁定をしたとき、又は申請を棄却する旨の裁定をしたとき、又は申請の取下げがあつたときは、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

第三十九条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十六条各号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、嘱託書に裁判の勝本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

第三十九条の二 経済産業大臣は、第三十六条各号に掲げる場合において、登録の原因の無効又は取消による登録の抹消又は回復をしたときは、予告登録を抹消を嘱託しなければならない。

(審査請求が理由がある場合の登録)
第三十九条の三 経済産業大臣は、登録に関する書面において、審査請求が理由であるとする裁決をしたときは、経済産業局長に対し、相当の措置を採るべき旨を命じなければならない。

(登録に関する書面等の記載)
第四十条 登録をし、又は申請書その他登録に関する書面を作成するには、文字を明確に記載しなければならない。

2 前項の登録をする場合には、その字数を欄外に記載し、これに押印しなければならない。その削除に係る文字は、なお読むことができるよう字體を残さなければならない。

3 前項の規定は、第一項の申請書その他登録に関する書面を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「押印しなければならない」は、「記名しなければ」と読み替えるものとする。

第二節 鉱業権及び租鉱権

(設定又は変更の登録)

第四十一条 経済産業大臣は、鉱業権の設定若しくは変更の出願若しくは申請を許可し、又は租鉱権の設定若しくは変更の申請を認可した場合において、登録免許税の納付があつたときは、鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の登録をしなければならない。

2 鉱区の減少又は分割による鉱業権の変更の登録は、変更前の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本があるときでなければ、してはならない。鉱業法第四十六条第一項の規定による採掘鉱区の増加の登録について、隣接鉱区の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときも、同様とする。

3 鉱区の合併による採掘権の変更の登録は、変更前の採掘権に抵当権が設定されているときは、当該抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本及び抵当権の順位に関する協定書があるときでなければ、してはならない。

2 鉱区の分割又は合併の登録は、新用紙に変更前の採掘権の現に効力を有する登録を移記してしなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を移記したときは、変更前の採掘原簿の用紙を閉鎖しなければならない。

第四十二条 経済産業大臣は、登録に関する書面において、審査請求が理由であるとする裁決をしたときは、経済産業局長に対し、相当の措置を採るべき旨を命じなければならない。

(登録に関する書面等の記載)
第四十三条 経済産業大臣は、鉱業法第六十七条の規定による確認をしたときは、鉱物の名称の表示の変更の登録をしなければならない。

(鉱種名の変更の登録)

第四十四条 経済産業大臣は、試掘権又は租鉱権の存続期間の延長の登録

(試掘権等の存続期間の延長の登録)
の登録をしなければならない。

第四十五条 削除
(取消しによる消滅の登録)
の登録を削除する場合は、その登録と同時に、第一項の登録及び記載を抹消しなければならない。

第四十六条 経済産業大臣は、鉱業法第五十二条から第五十四条まで(同法第八十七条において「第五十五条又は第八十一条第一項の規定による採掘鉱区の増加の登録について、隣接鉱区の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときも、同様とする。」)、第五十五条又は第八十一条第一項の規定により鉱業権又は租鉱権を取り消したときは、その消滅の登録をしなければならない。

(鉱業権の放棄による消滅の登録)
第四十七条 鉱業権の放棄による消滅の登録は、登録名義人だけで申請することができる。

2 採掘権の放棄による消滅の登録の申請をするときは、第三十条の規定にかかるわらず、抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本は、添付することを要しない。

(租鉱権の放棄による消滅の登録)

第四十八条 租鉱権の放棄による消滅の登録は、鉱業法第八十二条の規定により放棄することができる場合を除き、登録名義人だけで申請することができる。

2 前項の規定による申請をするときは、鉱業法第八十二条の規定により租鉱権を放棄することができる場合に該当しないことを証する書面を添附しなければならない。

(採掘権の消滅等による租鉱権の消滅等の登録)

第四十九条 経済産業大臣は、租鉱権が設定されたいる採掘権について、取消し若しくは放棄による消滅の登録をするとき、又は採掘鉱区のうち租鉱権が設定されている部分について鉱区の減少の登録をするとき(第四十二条に規定する場合を除く)は、その登録とともに、当該租鉱権の消滅又は変更の登録をしなければならない。

(抵当権が設定されている採掘権)

第五十条 経済産業大臣は、採掘鉱区のうち租鉱権が設定されている部分について、登録免許税の納付があつたときは、その登録と同時に、当該租鉱権の存続する旨の登録をしなければならない。

の記載をしなければならない。ただし、鉱業法第五十二条から第五十四条までの規定による採掘権の取消しの場合は、この限りでない。

経済産業大臣は、抵当権者が競売に係る差押えの登録をしたとき、又は競売に係る差押えの登録と同時に、第一項の登録と同時に、第一項の登録及び記載を抹消しなければならない。

(試掘権等に係る消滅の登録)
の登録を抹消したときは、前項の記載を抹消しなければならない。

第五十一条 経済産業大臣は、租鉱権が鉱業法第八十七条において準用する同法第十七条の規定に該当するに至つたことと混同により消滅したときは、その消滅の登録をしなければならない。

(鉱業権等の消滅による閉鎖)

第五十二条 経済産業大臣は、鉱業権又は租鉱権の消滅の登録をしたときは、その鉱業原簿の用紙を閉鎖しなければならない。ただし、鉱業法第五十二条から第五十四条までの規定により採掘権を取り消した場合を除き、採掘権に抵当権が設定されているときは、第四十九条第二項の規定により同条第一項の記載を抹消したときでなければ、閉鎖してはならない。

(共同鉱業権者の脱退等の登録)

第五十三条 死亡又は鉱業法第十七条の規定に該当するに至つたことによる共同鉱業権者の脱退の登録は、登録権利者だけ申請することができる。

2 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたことによる共同鉱業権者の脱退の登録は、登録権利者又は登録義務者だけで申請することができる。

(共同鉱業権者の脱退)

第五十四条 共同鉱業権者の脱退若しくはその代表者の変更の登録又は共同租鉱権者の代表者の変更の登録は、附記によつてする。

(鉱区の重複の記載)

第五十五条 経済産業大臣は、その鉱区が他の鉱業権の鉱区と重複する鉱業権の設定又は変更の登録をするときは、その登録と同時に、当該鉱業権及び鉱区が重複する他の鉱業権について、鉱区が重複する旨の記載をしなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に規定する鉱区が重複する鉱業権のいずれか一の消滅又は変更により鉱区が重複しなくなるときは、その消滅又は変更の登録と同時に、同項の記載を抹消しなければならない。

(採掘権の処分の禁止の記載)

第五十六条 経済産業大臣は、鉱業法第九十条の規定による決定の申請があつたときは、決定の申請に係る採掘権について、その旨の記載をしてなければならない。

2 経済産業大臣は、鉱業法第九十条の規定による決定の申請を拒否する旨の決定をしたとき、その申請の取下げがあつたとき、同法第九十九条の規定により決定がその効力を失つたとき、又は決定に基づく採掘権の変更の登録をしたときは、前項の記載を抹消しなければならない。

(印鑑の添附)

第五十七条 鉱業権の移転又は共同鉱業権者の脱落の登録の申請をするときは、第十四条、第四十一条の四又は第五十一条の規定により申請する場合及び国又は地方公共団体が登録義務者である場合を除き、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録義務者の印鑑(法人にあつては、法人の証明を得た代表者の印鑑)を添附しなければならない。

2 前項の規定は、公売処分又は競売による鉱業権の移転の登録を嘱託する場合には、準用しない。

3 鉱業権の放棄による消滅の登録の申請をするときは、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録名義人の印鑑(法人にあつては、法人の登記に関して印鑑を提出した登記所の証明を得た代表者の印鑑)を添附しなければならない。

(設定の登録の申請)

第五十八条 抵当権の設定の登録の申請をする場合は、申請書にその債権の額を記載し、かつ、登録の原因に利息に関する定め若しくは債務の不履行によって生じた損害の賠償に関する定め

があるとき、又はその債権に条件を付したときは、これを記載しなければならない。

2 民法第三百九十八条の二第一項の抵当権(以下「根抵当権」という。)の設定の登録の申請をする場合は、前項の規定にかかるわらず、申請書に、担保すべき債権の範囲及び極度額を記載し、かつ、担保すべき元本が確定すべき期日の定めがあるときは、これを記載しなければならぬ。

3 抵当権の設定の登録の申請をするときは、申請書にその債務者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

4 一定の金額を目的とする債権の担保たる抵当権の登録の申請をするときは、申請書に抵当権の目的となる他の採掘権の登録番号を記載しなければならない。

5 抵当権の設定の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の二 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書に抵当権の目的となる他の採掘権の登録番号を記載しなければならない。

第六十条の三 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の四 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の五 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の六 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の七 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の八 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の九 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十一 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十二 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十三 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十四 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十五 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十六 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十七 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十八 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の十九 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の二十 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の二十一 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の二十二 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

第六十条の二十三 同一の債権を担保する二以上の抵当権の登録の申請をするときは、申請書にその債権の価格を記載しなければならない。

る根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、してはならない。

第六十条の四 第六十条の二の規定は、民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の規定による抵当権の申請をする場合に準用する。

第六十条の五 債権の一部の譲渡又は代位弁済による抵当権の移転の登録の申請をするときは、申請書に譲渡又は代位弁済の目的たる債権の額を記載しなければならない。

第六十条の六 債権の移転の登録の申請をする場合は、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の七 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の八 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の九 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十一 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十二 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十三 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十四 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十五 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十六 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十七 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十八 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の十九 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十一 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十二 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十三 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十四 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十五 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第六十条の二十六 債権の移転の登録の申請をするときは、申請書に、先順位の抵当権者がその代位により弁済を受けた採掘権の登録番号並びにその債務者の氏名及び住所を記載しなければならない。

書並びに民法第三百七十五条の規定により抵当権を行なうことができる定期金及び損害賠償の受取証書を添付したときに限り、登録権利者だけ抵当権の消滅の登録の申請をすることができる。

第六十四条 削除(付記登録をする場合)

第六十五条 第六十条の三、第六十条の四及び第六十条の三第四項の規定による登録、抵当権の移転又は信託による抵当権についての変更の登録並びに抵当権の処分の制限の登録は、付記によつてする。

第六十六条 債権の信託の登録は、受託者だけで申請することができる。

第六十七条 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による鉱業権についての変更の登録は、受託者だけで申請することができる。

第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第六十九条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十一条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十二条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十三条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十四条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十五条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十六条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十七条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第七十九条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十一条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十二条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十三条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十四条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十五条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

第八十六条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

四号に掲げる事項を記載した書面を添付した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付することを要しない。

して信託の登録の申請をすることができる。
第二十条の規定は、前項の規定による申請に

準用する。この場合においては、申請書に登録の目的たる鉱業権が信託財産であることを証する書面を添付しなければならない。

第七十条 信託の登録の申請は、信託に係る鉱業権についての移転又は変更の登録の申請と同時する書面を添附しなければならない。

第七十一条 信託財産に属する鉱業権が移転又は
にしなければならない。

変更によつて信託財産に属しないこととなつた場合においてするべき信託の登録の抹消の申請

は、鉱業権についての移転又は変更の登録の申請と同時にしなければならない。
2) 許可の登録の未当は、受託者ごとに申請する。

2 信託の登録の抹消は
ことができる。
(受託者の変更)

第七十二条 受託者の変更があつた場合において、鉱業権の移転の登録の申請をするときは、

申請書にその変更を証する書面を添付しなければならない。

前項の規定は、信託法第八十六条第四項本文の場合においてするべき変更の登録に準用す。

第七十三条 受託者の任務が死亡、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法

人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所

属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)

の解任の命令によつて終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により

終了したときは、前条第二項の登録は、他の受託者だけで申請することができる。

(鉱業信託原簿)

書に添附した書面を鉱業信託原簿とする。
2 鉱業信託原簿は、鉱業原簿の一部とみなし、
その記載は、登録二項不十。

第七十六条 主務官庁は、受託者を解任したときは、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、鉱業信託原簿の記載を囑託しなければならない。

第七十七条 裁判所書記官は、信託の変更を命ぜられたときは、職権で、遅滞なく、鉱業信託原簿の記載を囑託しなければならない。

第七十八条 経済産業大臣は、信託財産に属する鉱業権について次に掲げる登録をするときは、職権で、鉱業信託原簿の記載をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による鉱業権の移転の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による鉱業権の変更の登録

三 受託者である登録名義人の表示の変更の登録

第七十九条 第七十五条から前条までに規定する場合を除き、第六十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、鉱業信託原簿の記載を申請しなければならない。

二 受益者又は委託者は、受託者に代位して前項の規定による申請をことができる。

三 第二十条の規定は、前項の規定による申請に準用する。

(鉱業権についての変更の登録等の特則)

第七十九条の二 信託の併合又は分割により鉱業権が一つの信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該鉱業権に係る当該一の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による鉱業権についての変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により鉱業権が一つの信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

二 信託財産に属する鉱業権についてする次の表

<p>一 鉱業権が固有財産に受ける者 属する財産から信託財産に属する財産となつた場合</p> <p>二 鉱業権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合</p> <p>三 鉱業権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合</p>	<p>（受託者の解任の付記）</p> <p>第八十条 経済産業大臣は、第七十五条又は第七十六条の規定により受託者の解任に関する鉱業原簿の記載をしたときは、職権で、鉱業原簿にその旨を付記しなければならない。 (抵当権の信託)</p> <p>第八十一条 この節の規定は、採掘権を目的とする抵当権の信託の登録に準用する。</p>	<p>（企業担保権の実行に関する登録）</p> <p>第八十二条 企業担保法(昭和三十三年法律第二百六号)第二十四条又は第五十四条第一項第二号に規定する登録は、第十三条の規定にかかるまゝ、同法の管財人だけで申請することができる。 (取消しによる消滅の登録)</p> <p>二 同一の鉱業権についての企業担保法第五十四条第一項第二号に規定する各登録は、同一の申請書で申請することができる。</p> <p>第八十三条 経済産業大臣は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二百六号)第三十四条の規定により採掘権又は租鉱権を取り消したときは、その消滅の登録をしなければならない。</p>
<p>第四章 雜則</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第八十四条 この政令に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。</p>	<p>（変更の登録）(第六十七条の登録を除く)については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者は登録義務者とする。</p>	<p>（登録権利者）</p> <p>（登録義務者）</p>

1 この政令は、鉱業法の施行の日から施行する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

3 鉱業登録令（明治三十八年勅令第百八十三号）

4 砂鉱業の登録に関する件（明治四十二年勅令第百六十四号）

5 旧鉱業登録令（以下「旧令」という。）の規定による鉱業原簿は、この政令の規定による鉱業原簿とみなす。

6 旧砂鉱業の登録に関する件の規定による砂鉱原簿は、この政令の規定による採掘原簿とみなす。

7 旧重要鉱物増産法施行令（昭和十三年勅令第四百十号）の規定による使用原簿及び使用鉱区図綴込帳は、この政令の規定による租鉱原簿及び租鉱区図帳とみなす。

8 旧石炭鉱業権等臨時措置法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十六号）の規定による石炭使用原簿及び石炭使用鉱区図綴込帳は、この政令の規定による租鉱原簿及び租鉱区図帳とみなす。

9 この政令の施行前に旧令、旧砂鉱業の登録についての異議については、なお従前の例によつてしたる。

10 旧令第七十六条の規定による旧鉱業原簿又は旧砂鉱業の登録に関する件第四条の規定による旧砂鉱原簿に登録されている事項について登録の申請があつた場合は、登録については、旧令第七十八条及び第七十九条（以上の各規定を旧砂鉱業の登録に関する件第十条において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行後でも、なおその効力を有する。

<p>附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第一号) 抄</p> <p>この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三二八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月二七日政令第四一九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。 (除権判決に関する経過措置)</p> <p>2 改正法の施行前にされた改正法附則第二条の規定による廃止前の公示催告手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)。以下「旧公示催告手続法」という。)の規定による除権判決又は改正法の施行後に改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の公示催告手続においてされた旧公示催告手続法の規定による除権判決は、改正法第二条の規定による改正後の非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定による除権決定とみなす。</p> <p>附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月九日政令第三七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二三年一一月二六日政令第一四四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 (経過措置の原則)</p> <p>附 則 (平成二九年一月一五日政令第一九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、整備法の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年六月六日政令第一八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年六月二八日政令第四四四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年六月一一日政令第一六四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和三年六月十二日から施行する。</p>
--	--

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年一一月二六日政令第一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。

項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。